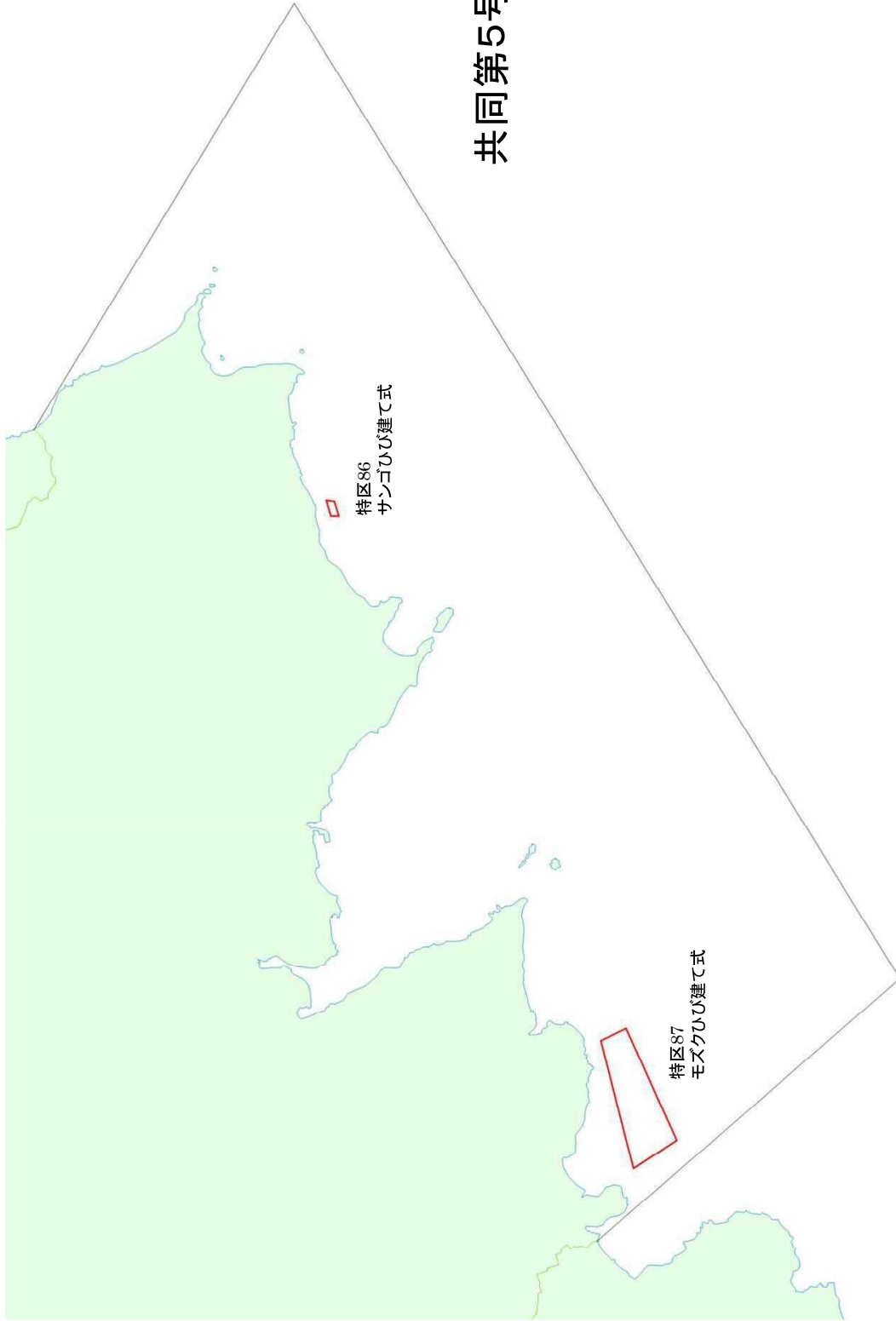


漁業権地区図

共同第5号

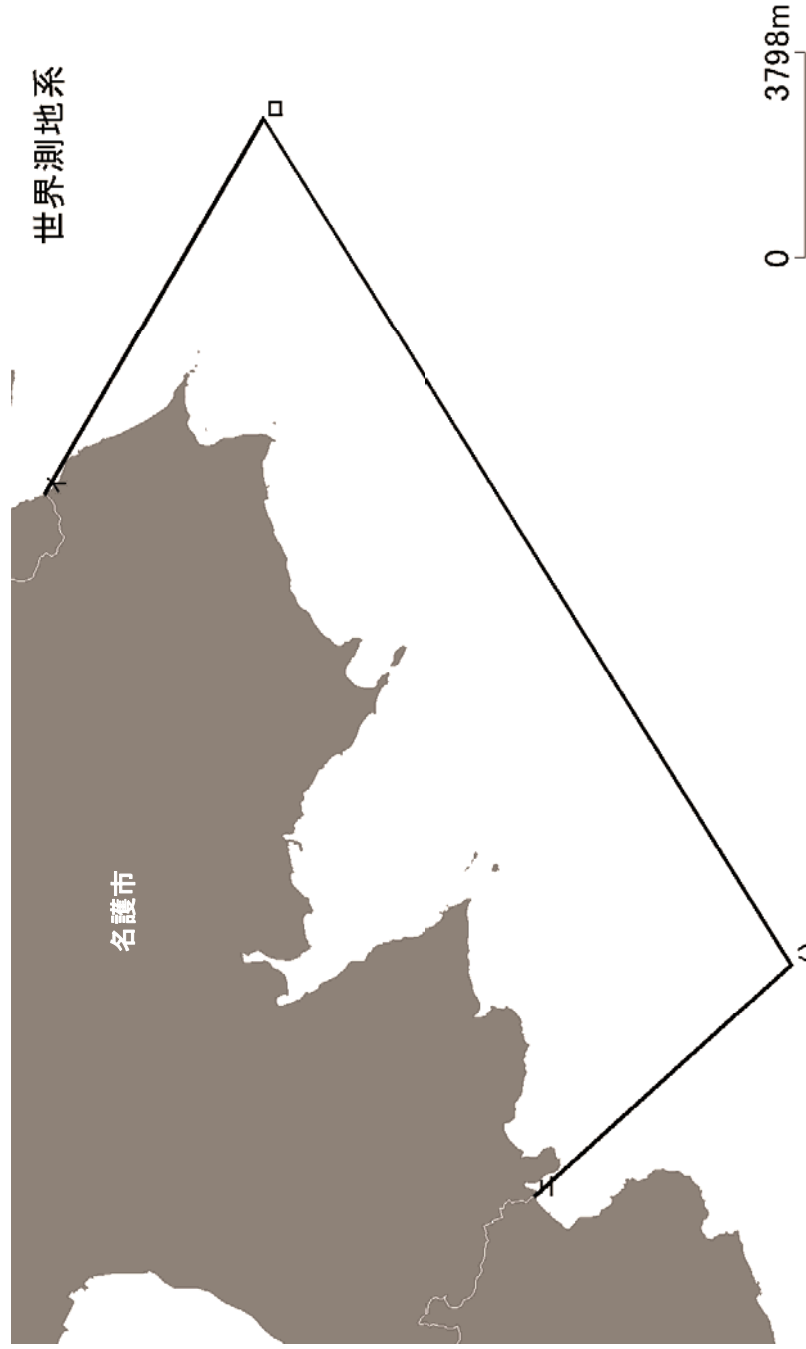


共同漁業権

共同第5号

名護市と東村との境界線から宜野座村と名護市との境界線により囲まれた沿岸水域  
イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域

点名	緯度	経度
イ	度 26 分 35.565	度 128 分 7.711
ロ	度 26 分 33.310	度 128 分 11.895
ハ	度 26 分 27.952	度 128 分 2.432
ニ	度 26 分 30.588	度 127 分 59.857



漁場番号 共同第5号

漁業権者 名護漁業協同組合

漁業種類 第一種共同漁業

漁業の名称	ヒトエグサ漁業	12月1日から翌年5月31日まで
及び時期	モズク漁業	12月1日から翌年7月31日まで
	オゴノリ漁業	1月1日から12月31日まで
	イバラノリ漁業	1月1日から12月31日まで
	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで
	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで
	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで
	タコ漁業 (ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ)	1月1日から12月31日まで
	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで
	ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで
	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで
	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで
	マガキガイ漁業	1月1日から12月31日まで
	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで

漁業種類 第二種共同漁業

漁業の名称	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで
及び時期	かご網漁業	1月1日から12月31日まで

漁場の位置 名護市と東村との境界線から宜野座村と名護市との境界線により囲まれた沿岸水域

漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	26° 35.565'	128° 7.711'	26° 35' 33.9"	128° 7' 42.7"
ロ	26° 33.310'	128° 11.895'	26° 33' 18.6"	128° 11' 53.7"
ハ	26° 27.952'	128° 2.432'	26° 27' 57.1"	128° 2' 25.9"
ニ	26° 30.588'	127° 59.857'	26° 30' 35.3"	127° 59' 51.4"

ただし、次の区域は除外する。

**(汀間漁港)**

緯度26度33.143分経度128度3.875分のA点、緯度26度33.078分経度128度3.887分のB点、緯度26度32.978分経度128度3.859分のC点、緯度26度32.924分経度128度3.817分のD点、緯度26度32.905分経度128度3.688分のE点、緯度26度33.047分経度128度3.657分のF点、緯度26度33.117分経度128度3.712分のG点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

**(辺野古漁港)**

緯度26度31.195分経度128度2.108分のA点、緯度26度31.057分経度128度2.147分のB点、緯度26度30.979分経度128度2.093分のC点、緯度26度31.036分経度128度2.024分のD点、緯度26度31.190分経度128度1.982分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

制限又は条件 国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

関係地区 名護市東江一丁目、東江二丁目、東江三丁目、東江四丁目、東江五丁目、城一丁目、城二丁目、城三丁目、港一丁目、港二丁目、大東一丁目、大東二丁目、大東三丁目、大東四丁目、大中一丁目、大中二丁目、大中三丁目、大中四丁目、大中五丁目、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大西四丁目、大西五丁目、大南一丁目、大南二丁目、大南三丁目、大南四丁目、大北一丁目、大北二丁目、大北三丁目、大北四丁目、大北五丁目、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、宮里五丁目、宮里六丁目、宮里七丁目、字宮里、字為又、字喜瀬、字幸喜、字許田、字数久田、字世富慶、字屋部、字宇茂佐、字中山、字旭川、字勝山、字山入端、字安和、字久志、字豊原、字辺野古、字二見、字大浦、字大川、字瀬嵩、字汀間、字三原、字阿部、字嘉陽及び字天仁屋

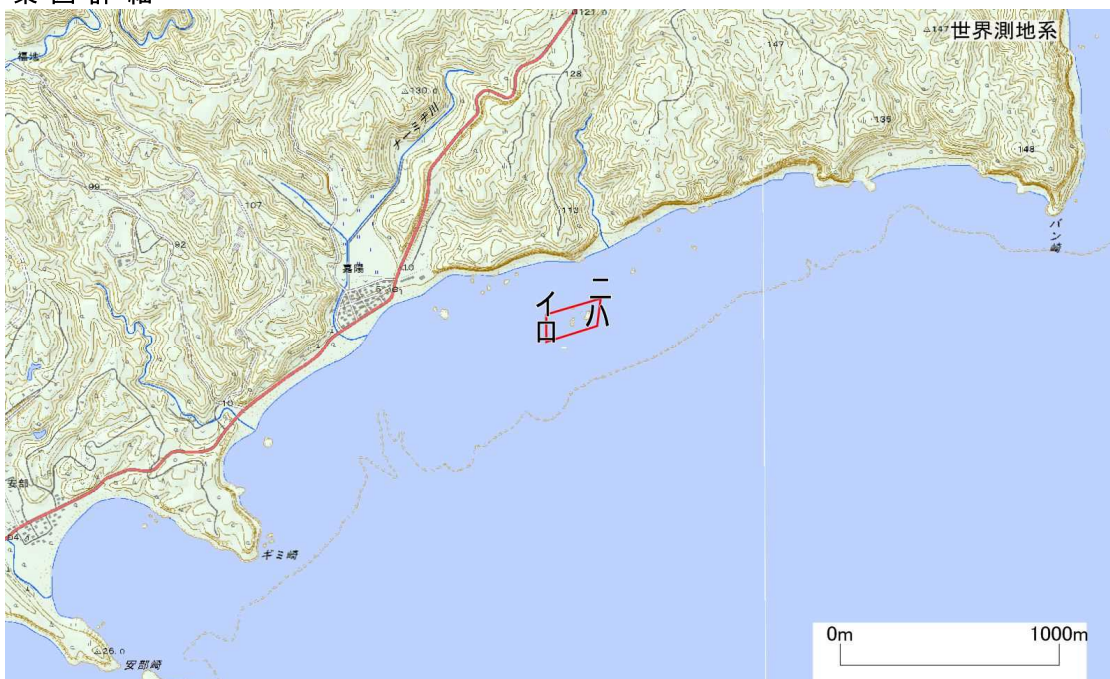
漁場番号 特区第86号  
 漁業権者 名護漁業協同組合  
 漁業種類 第一種特定区画漁業  
 漁業の名称 サングヒビ建て式養殖業  
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 漁場の位置 名護市字嘉陽地先  
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	26° 32.960'	128° 6.900'	26° 32' 57.6"	128° 6' 54.0"
ロ	26° 32.890'	128° 6.900'	26° 32' 53.4"	128° 6' 54.0"
ハ	26° 32.930'	128° 7.040'	26° 32' 55.8"	128° 7' 2.4"
ニ	26° 33.000'	128° 7.050'	26° 33' 0.0"	128° 7' 3.0"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 名護市字久志、字豊原、字辺野古、字二見、字大浦、字大川、字瀬嵩、字汀間、字三原、字安部、字嘉陽及び字天仁屋

漁業図詳細



漁場番号 特区第87号  
 漁業権者 名護漁業協同組合  
 漁業種類 第一種特定区画漁業  
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業  
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで  
 漁場の位置 名護市字久志地先  
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	26°	29.894'	128°	0.848'	26° 29' 53.6"	128°	0' 50.9"	
ロ	26°	30.271'	128°	0.570'	26° 30' 16.3"	128°	0' 34.2"	
ハ	26°	30.565'	128°	1.805'	26° 30' 33.9"	128°	1' 48.3"	
ニ	26°	30.346'	128°	1.927'	26° 30' 20.8"	128°	1' 55.6"	

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 名護市字久志、字豊原、字辺野古、字二見、字大浦、字大川、字瀬嵩、字汀間、字三原、字安部、字嘉陽及び字天仁屋

漁業図詳細

